

05静財財契第1041号  
令和5年7月31日

関係者各位

静岡市長 難波喬司  
(財政局財政部契約課)

災害に係る契約等の迅速化について（お知らせ）

日頃から、本市の行政運営にご理解ご協力いただくとともに、度重なる風水害における対応はもとより、地域インフラの守り手としての不断の活動に厚く感謝申し上げます。

さて、昨年度台風15号による激甚災害からの復旧最中ではありますが、災害に係る契約につきまして、全庁検討を行い、制度を見直すこととしたので、お知らせいたします。

なお、この他の制度見直し（提出書類の削減や提出期限の緩和等）についても引き続き取り組んでまいります。

＝建設工事（応急工事）＝【従前どおり●】

- 『受注者からの見積』や『発注者の概算設計』により暫定契約することで、適正時期の契約と受注者からの前払い請求に対応する。
- 本契約後に契約内容に変更が生じた際は、適宜設計変更指示等を行う。

＝建設工事（本復旧工事）＝【見直し★】

- ★災害復旧工事における指名競争入札において、**1者のみ**の入札であっても有効とする。（従前、1者以下は中止）ただし、電子入札の場合に限る。
- ★『災害復旧における入札契約方式の適用ガイドライン（国土交通省 令和3年5月改正）』を参考に、**本復旧工事における随意契約の適用範囲を定める。**

**本復旧工事において随意契約を適用できる工事の例**

近隣住民が頻繁な避難を余儀なくされる仮復旧状態の堤防復旧、余震による被害が懸念される橋梁や法面の復旧 等

＝建設業関連業務（コンサル）＝【見直し★】

- ★暫定契約の制度はないが、『受注者からの概算見積』又は『発注者の概算設計』等の概算額により、適正時期の契約と受注者からの前払い請求に対応する。（業務内容が固まった時点で、変更契約を締結する。）

＝担当＝  
静岡市契約課企画係 電話 054-221-1346